

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第11回）

令和8年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2026 KajiwaraJuku.

2026-SP Ver1.1

●2-9 従業者証明書 cf.P47 従業者名簿

・従業者証明書

・業者は、従業者にその従業者であることを証する従業者証明書を携帯させなければ、業務に従事させてはならない

*従業者とは、業務に従事する者をいい、非常勤役員（取締役）・一時的に事務を補助をする者を含む

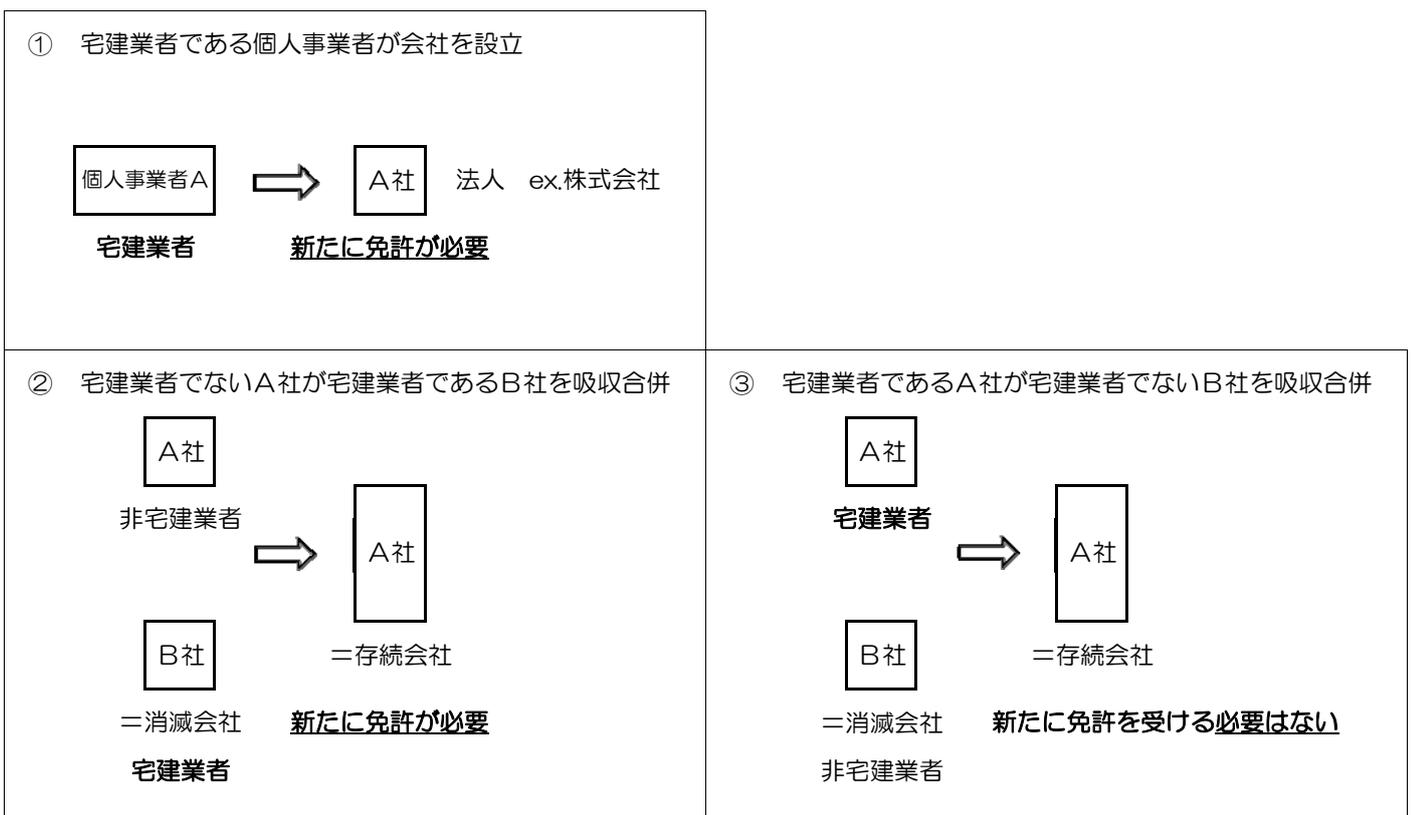
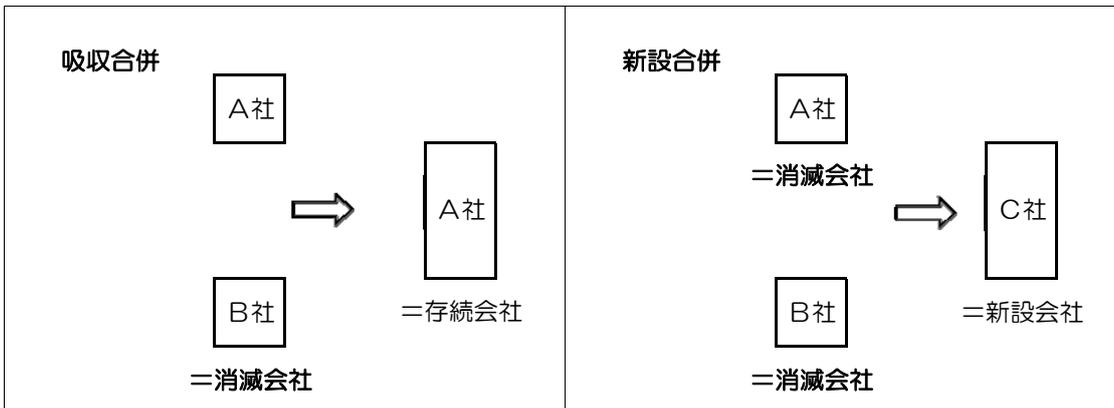
・従業者は、取引の関係者の請求があったときは、従業者証明書を提示しなければならない

*罰則はない

⇒従業者証明書に代えて、取引士証を提示することはできない

∵勤務先は取引士証の記載事項ではない cf.P16

●参考 会社の合併のイメージと新たな免許の要否



kajiwara juku

梶原塾

<http://kajivarajuku.com>

これだけで合格する！

宅建士試験過去問セレクト13年+ α

サンプル講義用 ② 宅地建物取引業法

令和8年受験版

2-6-7

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者D社について破産手続開始の決定があった場合、D社を代表する役員は廃業を届け出なければならない。また、廃業が届け出られた日にかかわらず、破産手続開始の決定の日をもって免許の効力が失われる。

2-8-1

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

個人である宅地建物取引業者A（甲県知事免許）が、免許の更新の申請を怠り、その有効期間が満了した場合、Aは、遅滞なく、甲県知事に免許証を返納しなければならない。

2-8-2

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者D（丙県知事免許）が、免許の更新の申請を怠り、その有効期間が満了した場合、Dは、遅滞なく、丙県知事に免許証を返納しなければならない。

2-6-7	R2a-43-3	×誤り	P10
<p>廃業等の届出について、その事実の日から30日以内に、免許権者に届出なければなりません。</p> <p>本肢の株主総会決議により解散の場合は、清算人が届出義務を負います。</p> <p>「D社を代表する役員は・・・決定の日をもって免許の効力が失われる」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-8-1	H28-35-1	×誤り	P11
<p>業者免許証の返納について、業者は、①～④次のいずれかに該当する場合、遅滞なく、免許権者に、返納しなければなりません。本肢はこれに該当しません。</p> <p>業者が免許の更新を怠り、免許証の有効期間が満了しても返納義務はありません。</p> <p>「・・・遅滞なく・・・免許証を返納しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-8-2	R3b-36-3	×誤り	P11
<p>業者免許証の返納について、業者は、①～④次のいずれかに該当する場合、遅滞なく、免許権者に、返納しなければなりません。本肢はこれに該当しません。</p> <p>業者が免許の更新を怠り、免許証の有効期間が満了しても返納義務はありません。</p> <p>「・・・遅滞なく・・・免許証を返納しなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-9-1

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者は、非常勤役員には従業者であることを証する証明書を携帯させる必要はない。

2-9-2

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者は、その業務に従事させる者に従業者証明書を携帯させなければならないが、その者が非常勤の役員や単に一時的に事務の補助をする者である場合には携帯させなくてもよい。

2-9-3

次の記述は、宅地建物取引業法により禁止されている行為が含まれているものか・・・。

宅地建物取引業者が、一時的にアルバイトを雇って、マンション販売の広告チラシの配布を行わせることとしたほか、契約書の作成業務も補助的に行わせるため、従業者証明書をその者に発行し、それらの業務を行わせた。ただし、そのアルバイトはマンション販売の広告チラシの配布の際には、従業者証明書を携帯していなかった。

2-9-4

次の記述は、宅地建物取引業法（以下この間において「法」という。）の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者の従業者である宅地建物取引士は、取引の関係者から事務所で従業者証明書の提示を求められたときは、この証明書に代えて従業者名簿又は宅地建物取引士証を提示することで足りる。

2-9-1	R5-37-1	×誤り	P11
<p>従業者証明書について、業者は、従業者にその従業者であることを証する従業者証明書を携帯させなければ、業務に従事させてはなりません。尚、従業者とは、業務に従事する者をいい、非常勤役員（取締役）・一時的に事務を補助をする者を含みます。</p> <p>「非常勤役員・・・携帯させる必要はない」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-9-2	R2a-39-4	×誤り	P11
<p>従業者証明書について、業者は、従業者にその従業者であることを証する従業者証明書を携帯させなければ、業務に従事させてはなりません。尚、従業者とは、業務に従事する者をいい、非常勤役員（取締役）・一時的に事務を補助をする者を含みます。</p> <p>「非常勤の役員や単に一時的に事務の補助をする者・・・携帯させなくてもよい」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-9-3	R7-31-㊟	×禁止されている	P11
<p>従業者証明書について、業者は、従業者にその従業者であることを証する従業者証明書を携帯させなければ、業務に従事させてはなりません。尚、従業者とは、業務に従事する者をいい、非常勤役員（取締役）・一時的に事務を補助をする者を含みます。</p> <p>「・・・従業者証明書を携帯していなかった」旨から、本肢の行為は業法により禁止されています。</p>			

2-9-4	R4-35-1	×誤り	P11
<p>従業者証明書について、従業者は、取引の関係者の請求があったときは、従業者証明書を提示しなければなりません。従業者証明書に代えて、従業者名簿・取引士証を提示することはできないのが理由です。</p> <p>「・・・証明書に代えて従業者名簿又は宅地建物取引士証を提示することで足りる」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-9-5

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者は、その業務に従事させる者に従業者証明書を携帯させなければならず、その者が宅地建物取引士であり、宅地建物取引士証を携帯していても、従業者証明書を携帯させなければならない。

2-9-6

宅地建物取引士資格登録（以下この問において「登録」という。）又は宅地建物取引士に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引士は、取引の関係者から宅地建物取引士証の提示を求められたときは、宅地建物取引士証を提示しなければならないが、従業者証明書の提示を求められたときは、宅地建物取引業者の代表取締役である宅地建物取引士は、当該証明書がないので提示をしなくてよい。

2-●-1

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

個人である宅地建物取引業者Cがその事業を法人化するため、新たに株式会社Dを設立しその代表取締役に就任する場合、D社はCの免許を承継することができる。

2-●-2

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者A社(甲県知事免許)が宅地建物取引業者ではないB社との合併により消滅した場合には、B社は、A社が消滅した日から30日以内にA社を合併した旨を甲県知事に届け出れば、A社が受けていた免許を承継することができる。

2-9-5	R2a-39-2	○正しい	P11
<p>従業者証明書について、業者は、従業者にその従業者であることを証する従業者証明書を携帯させなければ、業務に従事させてはなりません。また、従業者証明書に代えて、取引士証を提示することはできません。</p> <p>「宅地建物取引士証を携帯していても・・・従業者証明書を携帯させなければならない」本肢記載のとおりです。</p>			

2-9-6	H28-38-①	×誤り	P11
<p>従業者証明書について、業者は、従業者にその従業者であることを証する従業者証明書を携帯させなければ、業務に従事させてはなりません。従業者には、代表取締役（役員）も含まれます。</p> <p>「・・・代表取締役である宅地建物取引士は・・・提示をしなくてよい」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-●-1	H29-44-2	×誤り	P11
<p>会社の合併のイメージと新たな免許の要否について、①宅建業者である個人事業者が会社を設立した場合、新たに免許が必要となります。</p> <p>「個人である宅地建物取引業者C・・・株式会社Dを設立・・・Cの免許を承継・・・できる」旨の記載が誤りとなります。</p>			

2-●-2	R2a-26-1	×誤り	P11
<p>会社の合併のイメージと新たな免許の要否について、②宅建業者でないA社が宅建業者であるB社を吸収合併した場合、存続会社であるB社は免許を受けていませんので、新たに免許が必要となります。</p> <p>「合併した旨を甲県知事に届け出れば・・・A社が受けていた免許を承継・・・できる」旨の記載が誤りとなります。</p>			

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります